

会議録（要点筆記）

会 議 名	第3回米原市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成26年5月19日（月）午後1時00分～午後3時
開 催 場 所	米原庁舎 2A会議室
出席者および欠席者	出席者：今川委員、井上委員、吉原委員、戸田委員、安田委員、福永委員、垣見委員 <b>【事務局】</b> 三田村部長、山田課長、川瀬課長補佐、関沢主任、鹿取主任、坂傍聴：中川雅史議員 欠席者：福井委員、岩山委員、保正委員
議 題	市民投票条例について
結 論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今期の推進委員会の任期中に、米原市における市民投票の考え方、方向性を提案する。また市民による議論の手法についても提案する。</li> <li>・住民投票についてさらに理解を深めるため、特に投票対象や投票できる人の範囲等、他市の条例を検証してみる。</li> </ul>
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	<p>1. 部長あいさつ</p> <p>自治基本条例第17条に規定されている「市民投票」をテーマ、在り方や方向性、条例づくりのプロセスなどを議論いただきたい。</p> <p>事務局から連絡</p> <p>今年度から組織変更のため「市長直轄組織 政策調整課」が「政策推進部 政策推進課」に変わった。</p> <p>今年度の事務局メンバーの紹介</p> <p>2. 議題</p> <p>「住民投票とは」</p> <p><b>委員長</b>：今期は「市民投票」と「総合計画の位置付け」をテーマに議論するが、まず「市民投票」から議論を進める。</p> <p>事務局から配布資料「住民投票とは」に添って説明</p> <p><b>委員長</b>：「国民主権」とは言うものの意思決定するには代表者が必要。法律の上で市長、議会に一定の範囲で決定権が付与されています。したがって国民が直接決定するには法律の定めがないと難しい。</p> <p>「住民投票」は市長や議会が決定する範囲内で住民が自らの意思を表明すること。住民投票の結果を尊重して、市長や議会が決定することになっています。そういう意味では、議会や市長の責任が益々重くなるという見方もあります。また、住民投票による住民の決定を、議会が覆した例もあります。それは議会</p>

が自らの責任と意思で決定したということになります。議会決定が最終決定ですが、住民の意志とは違うので、議会は住民に対して説明しなくてはならない。そういう意味では議会の責任は重いと解釈できます。

しかし安易に住民投票を行うと住民の混乱を招くことになります。ですから、住民投票については慎重に審議していかなくてはなりません。

一般的に誤解されがちですが、自治体が行なう住民投票は「選挙権」ではありません。あくまで自治体が認めた「投票資格者」なので決定権がありません。

法律に定められた住民投票はすべて「日本国籍を有する20歳以上」と定めていますが、自治体の条例による住民投票の場合は自治体が独自で投票資格者を定めることができます。

かつての米原町のように、「永住外国人」にも市町村合併の住民投票の資格を認めるという判断をしたところもあります。米原町は全国初の条例で当時は注目された条例でありました。

投票資格者をどうするかという点で具体的な議論はもっと後になりますが、年齢を下げるとか、外国人を含めるのかということが具体的な議論になってきます。

しかし私たちはその前に方向性を定めておかないと、先に個別具体的な議論で紛糾してしまいます。

言葉の問題でやっかいな事は、ほとんどの自治基本条例がそうですが「市民」の定義です。市外の人であっても市内でボランティア活動やNPO活動をされている方も、通勤通学者も一定時間米原で生活している市民として認めて一緒にまちづくりをしていくうえで、米原のルールに従ってマナーを守っていただきたいので「市民」の範囲に入れるということ。

ところが「投票資格者」となるとどうするか？

すべての自治体が「住民」と指定している。「住民」は法律にのっとって米原で生活している人、生活の本拠地としている人を住民という。

自治基本条例では「市民」と「住民」を区別している。

米原市が投票資格者を通勤通学者を含む「市民」という条例を定めれば、全国初となるが、実務上、投票資格者を決定することは困難です。

議会、市長が判断することなので、法律で定める「住民」を投票資格者とするのが妥当だといえます。

「住民」も何歳でも住民、外国籍の方も住民、それはそれで議論が必要です。

自治体が定める「住民投票」は住民が独自に定めるものなので、皆さんのご意見を伺いながら議論を進めていくことが望まれます。

**委員**：同じ住民とはいえ、それぞれ利害関係が違うので「総意」ということになると思う。どのメンバーでどの区域で行なわれるかの区別ははっきり明記すべき。

**事務局**：川崎市がこの条例に関して詳しく情報公開されている。逐条解説も丁寧。条例の検討経過も詳しく記述している。

**委員**：近々に住民投票が必要な課題があるのか？

**事務局**：市で今何か対象があるわけではない。自治基本条例に規定されているにもかかわらず、これまで何も議論できていない。

**委員**：「個別型」と「常設型」があるが、どちらかに決めなくてはいけないのか。

**事務局**：「個別型」は選ばずとも自治法ですでに規定されている。「常設型」が必要かどうかの議論になる。

**委員**：何か起こってからでは遅いから、常設型を設置しておくのでは。

**事務局**：案件によっては条件が変わる場合がある。そういう意味では個別型が柔軟ではないか。

**委員**：住民投票の結果を重視しない場合があるのか。

**事務局**：ある。しかし議会で覆すだけの説明が必要。

**委員**：米原町の住民投票の結果は？

**事務局**：4つの選択肢（坂田郡4町、長浜市、彦根市、合併しない）で坂田郡4町が多かった。

事務局から17条と解説について説明

**委員**：米原市まちづくり基本条例をつくる会では、「個別設置型」という議論になっているが、それでもあえて「市民投票」が条例に盛り込まれた理由は？

**事務局**：時代の流れや状況の変化も想定しているほか、市民の市民投票条例なので市民に審議してほしいという意味で、17条が入れられた。

**委員**：自治基本条例策定時に具体的な住民投票の想定は無かったか。

**事務局**：目の前の想定は無かった。「住民投票」は市民参加、参画の手段の一つとして、また市民の権利として必要と判断された。個別設置型をつくる会の選択とされたが、時代の変化によって必要であれば常設型の議論も必要とされている。

**委員**：17条の条文中に「市民」と「住民」が混在している。まちづくりを担う「市民」の範囲と、居住する「住民」。捉え方がわからない。

**事務局**：例えば、市に決定権が無い事案でも市に大きな影響を与える場合は、市としての意思表示をすることができる。その場合は市長や議会が決定して意思表示するのだから、意向を聞くのは「住民」である必要がある。

**委員**：市長や議会の判断だけではできず、住民の意思を問うのが住民投票である。

**事務局**：しかし、米原市では「市民」を要件にする場合も認めたとすれば、かなりのチャレンジになりますが。

**委員**：この場では様々な個別の要件を決めてしまうのか、それとも議論するだけか。

**事務局**：この推進委員会ではまず市の方向性を提案いただき、具体的な条例の内容はその後に議論していくことになる。方向性とは例えば、常設型か個別型か、

「市民」「住民」の解釈は、また何歳以上か外国人についてなど、ポイントとなる投票要件にはどのようなことを盛り込むべきか、推進委員会としての議論の結果を提案していただきたい。それを受けて必要に応じ市は条例制定を進めることになる。

**委員**：経験が無いので机上の議論ばかりになってしまう。差し迫った問題も無いのでピンとこない。

**委員**：個別の案件に対応して条例を作れる個別型が法律上保障されているのに、あえて常設型の条例を作る必要性はあるのか？

**事務局**：常設型ができて、個別型の手続きで住民投票する場合もある。市は常設型の条例を持つべきなのか、その場合どのような要件が必要か議論いただくポイントになると思う。

**委員**：常設型の条例にある程度の要件を決めておき、それに該当しない場合は個別型で対応するという事も考えられる。

**事務局**：常設型の条例で対応する事案を指定しておくことも考えられる。

**委員**：もっと臨機応変にできないのか。

**事務局**：個別型では対処が遅くなってしまう。「住民投票」という段階になるまでには、すでに話は煮詰まっていると思う。

**委員**：個別型の場合は、議会を通らなくては住民投票できない。

**委員**：双方のメリット、デメリットはある。メリットはさておき、デメリットにどう対処できるかがポイントでは。

**委員**：米原市では無いかもしれないが、国の施策について意見する必要が出てきた場合は緊急性があるかもしれない。産業廃棄物処理の問題等想定できる。

**委員**：そういった身近な問題であれば、みんなが考えられる。

**事務局**：市が住民投票条例をつかった場合、市政参加への啓発効果が高いと思われる。

**委員**：どのような案件で住民投票するかで、年齢要件等も変わってくると思う。要件が合わない場合は個別型で請求するとか。臨機応変にできないのか。

**委員**：住民の意見交換をしっかりとした上での投票でなくてはならない。

**委員**：常設型のほうが速やかに対応できるが、議論がなされずに決まってしまうことが考えられる。常設型でも住民の話し合いの機会を持つことを規定できるとデメリットを解消できるのではないか。住民参加の意識も高まる。

**委員**：身近な問題としては、自治基本条例を改正する場合、住民投票が必要になる。

**事務局**：条文本文に謳うのは無理でも、解釈の中で書くことができる。

**委員**：解釈を含めて、どう議論して、市民の同意を得るか。

**委員**：他の市町の事例も参考にできるのでは

